石川県生活交通の確保に関する地域協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 石川県内における地域住民の生活交通として必要な乗合バスの確保及び活性化方策等に ついて協議するため、石川県生活交通の確保に関する地域協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 乗合バスの確保及び活性化方策に関すること
 - (2) バス事業者から、道路運送法(昭和26年法律第183号)第15条第1項に定める事業計画の変更のうち運行系統の休止及び廃止にかかる変更若しくは第38条第1項に定める事業の休止及び廃止の申し出又は事業者単独で事業の継続が困難である旨の申し出等 (以下「退出意向の申し出等」という。)があった場合の対応に関すること
 - (3) 地域公共交通確保維持改善事業に係る地域間幹線系統確保維持計画策定に関すること
 - (4) その他、生活交通の確保に必要な事項に関すること
 - 2 前項第2号に定める退出意向の申し出等の取り扱いについては、別途定める。

(退出意向の申し出等の時期)

第3条 退出意向の申し出等は、原則として路線休廃止等の予定日の6月前までの届出に先立って 会長に申し出るものとし、バス事業者は協議会で十分な検討が可能となるよう配慮するもの とする。

(構 成)

第4条 協議会の委員及び臨時委員は、別表1に掲げる役職の者により構成する。 なお、臨時委員は、各々が関係する事項について協議する場合に参加するものとする。

(役員)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
 - 2 会長には石川県企画振興部長を、副会長には国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局長を もってあてる。
 - 3 会長は協議会を代表し、会議を総括する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、必要に応じ会長が召集する。
 - 2 協議会の議長は会長が行う。

(関係者及び利用者等の参加)

- 第7条 会長は、必要に応じ、警察関係機関、道路管理者等の関係者に参加を求め、説明又は意見を聴くことができるものとする。
 - 2 会長は、必要に応じ、学校関係機関、経済団体等の利用者代表に参加を求め、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(幹事会)

- 第8条 協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を設置する。
 - 2 幹事会は、協議会における協議事項についての事前調整を行う。
 - 3 幹事会の幹事及び臨時幹事は、別表2に掲げる役職の者により構成する。 なお、臨時幹事は、各々が関係する事項について協議する場合に参加するものとする。
 - 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には石川県企画振興部新幹線・交通対策監室交 通政策課長を、副幹事長には国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局首席運輸企画専門官をも ってあてる。
 - 5 幹事長は、幹事会を代表し議長として幹事会の議事を運営する。

- 6 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。
- 7 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 8 第7条第1項及び第2項の規定は、「会長」を「幹事長」に読み替え適用する。

(庶 務)

第9条 協議会及び幹事会の庶務は、石川県企画振興部新幹線・交通対策監室において処理し、北 陸信越運輸局石川運輸支局輸送・監査部門はこれに協力するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成13年3月28日から施行する。

(退出意向の申し出等に関する経過措置)

- 第2条 要綱第2条第1項第2号に定める退出意向の申し出等について、要綱の施行前にバス事業者から申し出があった場合における要綱第3条の取り扱いについては、別途定める。
 - 2 要綱第2条第1項第2号の規定については、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置 法の一部を改正する法律(平成12年法律第86号)により、平成14年2月1日から次の とおり改める。

バス事業者から、道路運送法(昭和26年法律第183号)第15条の2第1項に定める路線の休止及び廃止にかかる事業計画の変更若しくは第38条第2項に定める事業の休止及び廃止の申し出又は事業者単独で事業の継続が困難である旨の申し出等(以下「退出意向の申し出等」という。)があった場合の対応に関すること

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成15年6月20日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年8月31日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

別表1 協議会の構成

〔委員〕

関係行政機関	国土交通省北陸信越運輸局自動車交通部長
	国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局長
	石川県企画振興部長
バス事業者代表	公益社団法人石川県バス協会会長
労働者代表	日本労働組合総連合会石川県連合会会長

[臨時委員]

3-nn - 1-3-3-
県内の市町長のうち、会長が指名する者
県内のバス事業者のうち、会長が指名する者

別表 2 幹事会の構成

〔幹事〕

国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局首席運輸企画専門官	
石川県企画振興部新幹線・交通対策監室交通政策課長	
公益社団法人石川県バス協会乗合バス委員長	
日本労働組合総連合会石川県連合会事務局長	

〔臨時幹事〕

県内の市町の交通政策担当課長のうち、幹事長が指名する者 県内のバス事業者代表者のうち、幹事長が指名する者